

議案第 69 号

区議会提出議案に関する意見聴取

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 11 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



7世総第410号
令和7年11月5日

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第4回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年11月17日（月）

5 担当

総務部総務課総務係 岸田 内線2064

議案第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等に係る措置に
ついて定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

第18条の4第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第18条の5の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第18条の6 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷
区条例第20号）第17条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定に
よる申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に
掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制
度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委
員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第17条の2第1項の規定による申出に係る子
の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の
日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の
支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申
出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職
員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講
じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制
度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委
員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の
状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との
両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に

係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月13日条例第21号 (特別休暇) 第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、<u>妊娠症状対応休暇</u>、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 (2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、<u>妊娠症状対応休暇</u>、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 2 省略 (対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第18条の4 教育委員会は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>以下</u>「請求等」という。）	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月13日条例第21号 (特別休暇) 第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、<u>妊娠初期休暇</u>、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 (2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、<u>妊娠初期休暇</u>、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 2 省略 (対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第18条の4 教育委員会は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>次条において</u>「請求等」という。）

改正後	改正前
に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。 2 省略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u> <u>第18条の6 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第17条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第17条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</u>	いう。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。 2 省略

改正後	改正前
<u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</u>	